令和8年度
「群馬県の人権教育の推進について」

群馬県教育委員会事務局
義務教育課人権・キャリア教育推進係

１　人権教育の推進

人権とは

人が生まれながらにもっている必要不可欠な様々な権利

人権教育とは

人権尊重の精神を涵養すること

「群馬県人権教育充実指針」に基づく指導

本指針の性格

■学校等における人権教育の取組の方向性を明示

■解説や取組のポイントを掲載
⇒各種研修時の手引書として活用

■資料編に、人権教育の構造的指導等を掲載

群馬県の人権教育は、
これを基に進める！

具体的な取組の手引き

【学校教育における人権教育の目標】

○ 発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解する

○ 自分の大切さとともに他の人の大切さを認める

○ 具体的な態度や行動に現れるようにする

「群馬県人権教育充実指針」に基づく指導

【学校教育における取組の指針】

(1) 組織・計画に関すること

① 人権教育の推進体制の充実

② 人権教育全体計画・年間指導計画の改善・充実

(2) 児童生徒の指導・支援に関すること

① 常時指導の充実（学級経営、生徒指導、環境整備）

②「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした授業実践

「群馬県人権教育充実指針」に基づく指導

【学校教育における取組の指針】

(3) 教職員の研修に関すること

① 教職員の人権意識の高揚…日常的に人権尊重の態度を身に付ける

② 重要課題に関する正しい理解

(4) 保護者の啓発、地域及び関係機関等との連携に関すること

① 保護者の人権意識の高揚

② 地域及び関係機関等との連携

「群馬県人権教育充実指針」に基づく指導

【学校教育における取組の指針】

(1) 組織・計画に関すること

① 人権教育の推進体制の充実

② 人権教育全体計画・年間指導計画の改善・充実

(2) 児童生徒の指導・支援に関すること

① 常時指導の充実（学級経営、生徒指導、環境整備）

②「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした授業実践

「群馬県人権教育充実指針」に基づく指導

(3) 教職員の研修に関すること

① 教職員の人権意識の高揚…日常的に人権尊重の態度を身に付ける

② 重要課題に関する正しい理解

(4) 保護者の啓発、地域及び関係機関等との連携に関すること

① 保護者の人権意識の高揚

② 地域及び関係機関等との連携

「群馬県人権教育充実指針」に基づく指導

人権教育

醸成された教職員の人権感覚を基に、組織的・計画的に常時指導の充実及び人権重要課題の解決に向けた取組の推進を図りましょう。

常時指導の充実

学校における人権教育は、全教育活動を通じて、常時指導を基盤とした構造的指導に留意して進める必要があります。

指導上のポイント
- □一人一人の児童生徒を深く理解する
- □尊重し合う人間関係を育てる
- □教室・言語環境を整える

「群馬県人権教育充実指針」参照

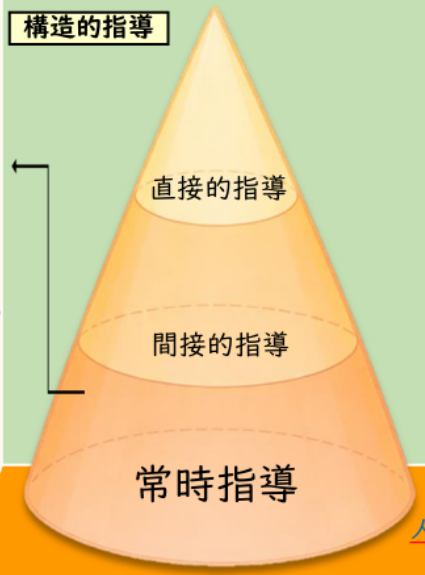

人権重要課題の解決に向けた取組の推進

学習

・同和問題
社会科を中心とした教科等における同和問題に関する正しい理解と認識を深める学習を通した差別意識の解消　※①参照　※②参照

・インターネットによる人権侵害
インターネットによる差別事象やインターネットの適切な利用を含む情報モラルに関する教育の推進　※②参照

体制づくり

・子どもたち
いじめや児童虐待、ヤングケアラー等、子どもの人権に関する問題についての早期発見・早期対応

・性的少数者の人たち
教職員への適切な理解の促進及び相談体制の整備　※③参照

教職員の人権感覚

人権感覚チェックリスト

教育活動や日常の生活場面において、教職員が自らの言動に潜む決めつけや偏見に気付き、児童生徒一人一人の人権を尊重する態度を身に付ける。

①「『部落差別解消の推進に関する法律』の趣旨を踏まえた人権教育の充実」
②「人権教育推進資料」
③「性的マイノリティに関する施策」

令和８年度学校教育の指針
「豊かな人間性の育成」より

「群馬県人権教育充実指針」に基づく指導

児童生徒一人一人の大切さを自覚し、かけがえのない一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、人権教育の最も重要な部分

教職員の人権感覚

「知らなかった」や「無意識」の中にある人権感覚の鈍感さに気づく

◆重いものを持つ仕事は男子に、細かい作業は女子にお願いしている。
◆名前のシールは、男子が青、女子は赤にしている。

「群馬県人権教育充実指針」に基づく指導

人権感覚チェックリストの活用

学校教育

(6)　教職員の人権感覚について

人権感覚チェックリスト
～見直してみましょう　あなたの人権感覚～

朝の会（SHR）	授　業
1．欠席や遅刻を早めに把握し、対処していますか。 2．遅刻した児童生徒や前日に欠席・早退した児童生徒に言葉かけをしていますか。	1．授業の開始、終了時刻を守っていますか。 2．空席の児童生徒の確認をしていますか。 3．誰もが設備・器具等を公平に使えるよう配慮していますか。 4．教師の期待とずれた児童生徒の答えの発言を尊重しようとしていますか。また、「どうしてこんなことができないのか」などと言っていませんか。 5．児童生徒に失敗があった時、失敗を笑う者がいたら黙認せず、注意していますか。
交　友　関　係	
1．児童生徒の交友関係を把握していますか。 2．仲間はずれや嫌がらせ、暴力などを把握し、すぐに対処していますか。	
給　食	**児童生徒に接する時**
1．「いただきます」「ごちそうさま」など食材になった動植物の生命や調理した人への感謝の言葉をしっかりと言わせていますか。 2．配膳や片づけ等でいやな思いをする生徒がい	1．一人一人の顔を見て、名前に敬称を付けて呼

群馬県人権教育充実指針　p.43

２　人権重要課題に対する取組

重要課題14項目

- 女性
- 子どもたち
- 高齢者
- 障害のある人たち
- 同和問題
- 外国籍の人たち
- ＨＩＶ感染者等の人たち
- ハンセン病元患者等の人たち
- 犯罪被害者等
- インターネットによる人権侵害
- 性的少数者の人たち
- 刑を終えて出所した人たち
- 北朝鮮による拉致被害者
- その他の人権問題

学校を含め、社会全体でその解決に向けて取り組まなければならない人権に関する課題

(2) 子どもたち

☆　子どもの人権について理解を深める学習や、いじめや児童虐待など子どもの人権に関する問題についての対応を通して、子どもの人権を尊重する社会の実現をめざす。〈指針２〉

- 子どもに対する人権侵害
- いじめ
- 児童虐待
- ヤングケアラー

- 児童の権利に関する条約
- 児童福祉法
- いじめ防止対策推進法
- 児童虐待の防止等に関する法律

(2) 子どもたち

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)【4つの原則】

1994年(平成6年)批准

第2条　差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

第３条　子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

第６条　生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

第12条　子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

いじめ防止対策推進法（H25.9施行）抄

第十五条（学校におけるいじめの防止）

学校の設置者及びその設置する学校は、・・・全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

第十九条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

いじめの防止等のための基本的な方針 最終改定 H29.3

別添２ **学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント**

（1）いじめの防止　②いじめの防止のための措置

イ）いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や**人権教育の充実**

ウ）いじめが生まれる背景と指導上の注意

○発達障害を含む、障害のある児童生徒

○海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒等

○性同一性障害や性的指向･性自認に係る児童生徒

○東日本大震災により被災した児童生徒等

群馬県いじめ防止基本方針

Ⅲ 学校支援のための取組　２　取組（９）道徳教育の充実・**人権教育の推進**

「地方いじめ防止基本方針」　（市町村作成）

「学校いじめ防止基本方針」　（学校作成）

＜児童虐待の防止等に関する法律＞2007年　H19

（児童虐待の定義）

第二条　この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

身体的虐待

ネグレクト

性的虐待

心理的虐待

＜児童虐待の防止等に関する法律＞2007年　H19

（児童虐待の早期発見等）

第五条　学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2　前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3　学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

（児童虐待に係る通告）

第六条　児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

重要課題に対する取組　（2）子どもたち

特にお願いしたいこと

1　学校等においては、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、例え確証が得られないとしても、市町村福祉担当部局（緊急を要する場合は児童相談所）へ通告や情報提供を速やかに行うこと。その際、市町村教育委員会へも報告すること。

2　学校等においては、虐待の兆候をつかみ、情報収集する際に、本人と保護者の話の内容に食い違いが見られる場合においても、躊躇せず、速やかに通告や情報提供を行うこと。

3　学校等及び市町村教育委員会においては、保護者から「どうやって虐待があると知ったのか」等、認知した経緯の開示を求められても伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。また、保護者との関係等を重視しすぎることで、子どもの安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意すること。

4　学校等において、児童虐待を発見した際には、市町村福祉担当部局に通告を行うこと。ただし、緊急を要する場合（子どもを家に帰すことが危険な場合）には、躊躇せず児童相談所へ通告すること。特に、性的虐待については、被害が見えにくいことに留意のうえ、疑われる事案があった場合には、直ちに児童相談所へ通告すること。

5　学校等においては、要保護児童の定期的な情報提供に関して、保護者等から欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、引き続き７日以上欠席した場合には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村福祉担当部局（緊急を要する場合は児童相談所）へ情報提供すること。

※　ただし、不登校による欠席や入院による欠席で、状況を確実に把握できている場合を除く。詳細については、義教第１１４０－８０号「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）」を参照のこと。

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について（通知）」（県教委通知　H31･3･6）

重要課題に対する取組　(2) 子どもたち

児童虐待対応リーフレット（群馬県教委）

子ども虐待防止
オレンジリボン運動

児童虐待から
子どもたちを守るために

― 学校・教職員の役割 ―

★ 早期に通告することは、
子どもや保護者の
保護や支援につながります。

群馬県のマスコット
ぐんまちゃん

■ 児童虐待の防止等に関する法律
第５条第１項：学校及び教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを
（要旨）　自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
第６条第１項：児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、
（要旨）　市町村若しくは児童相談所等に通告しなければならない。

平成３１年２月
群馬県教育委員会

虐待対応の手引き
（文科省　令和2年6月改訂版）

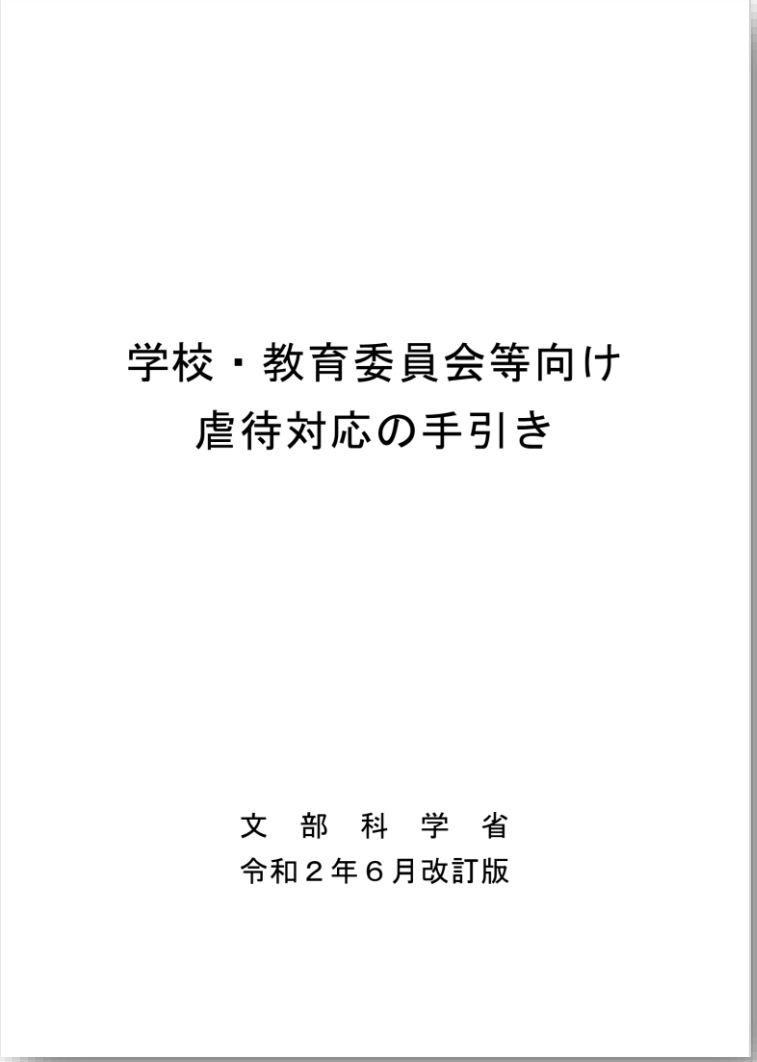

学校・教育委員会等向け
虐待対応の手引き

文　部　科　学　省
令和２年６月改訂版

（5）同和問題

・同和問題に対する偏見や差別意識

☆　同和問題に関する正しい理解と認識を深める学習を通して、同和問題に関する差別意識の解消を図る。
〈指針５〉

・部落差別の解消の推進に関する法律
・群馬県同和教育の基本方針
・同和対策審議会答申
・地域改善対策協議会意見具申

(5) 同和問題

＜差別事案＞

1 就職差別

2 土地差別

3 結婚差別

4 差別落書き

5 インターネット上の差別書き込み

※『全国部落調査　部落地名総鑑の原典　復刻版』について
※「本人通知制度」について

（5）同和問題

「部落差別の解消の推進に関する法律」抄

H28.12.16施行

第 1 条 （目的）

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が生じていることを踏まえ、～ 部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第 5 条 （教育及び啓発）

2　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

「部落差別解消推進法」を踏まえた人権教育の取組促進を促すリーフレット

「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえた人権教育の充実

平成28年（2016年）12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が公布、施行されました。全６条からなる法律で、「部落差別」の名称を冠した初めての法律となります。

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別により、長い間、日本国民の一部の人々が、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられた、我が国固有の人権問題です。

現在でも、結婚や就職に関する差別やインターネットへの誹謗中傷など、様々な日常生活の中に差別や偏見が存在しており、こうした行為は決して許されるものではありません。「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた取組を進めることが大切です。

Q 「部落差別解消推進法」とは、どのような法律ですか？

A

「部落差別」の言葉を冠した初めての法律で、国や自治体の責務として相談体制の充実や教育・啓発、実態調査の実施を明記したものです。

「部落差別解消推進法」のポイント！

- ○ 現在もなお部落差別が存在するとの認識が法で、新たに示されました。（第一条）
- ○ 部落差別を日本国憲法に照らして「許されないものである」「解消することが重要である」と明記されました。（第一条）
- ○ 部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性が明記されました。（第五条）

※「部落差別解消推進法」の全文は裏面に掲載。

Q なぜ、今、法律が施行されたのですか？

A

同和対策の特別措置法の施行により、住環境等の格差は大きく改善されました。しかし、心理的な面における差別意識はいまだに根強く残っており、その解消を目的として法律が施行されました。

同和問題に関する様々な人権問題

平成29年度の同和問題（部落差別）に関する人権侵犯事案は、86 件発生しており、同和問題に対する差別意識が解消されていない状況がうかがえます。

【出典：法務省 平成30年度版人権教育・啓発白書】

- **事例①** 特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚などに反対する結婚差別
- **事例②** インターネット上に、特定の地域を同和地区であると指摘するなどの、心ない誹謗中傷
- **事例③** 本人に責任のない事項（本籍・出生地・家庭環境など）による就職差別

Q 学校ではどのような取組をすればよいのですか？

A

学校における取組は、全体計画等に基づき、人権教育の構造的指導に留意して進めることが大切です。

学校における授業や啓発活動が新たな差別を生むことがないよう、法律の趣旨や教材の在り方などに関する継続的な研修を実施し、教職員間の指導に温度差が生じないようにしましょう。

人権教育の構造的指導

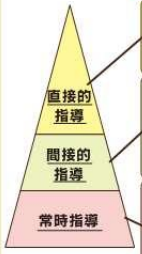

- 直接的指導：○各教科・領域を通じた、人権の意義や重要性等に関する、科学的・合理的な理解と認識（11 項目の人権課題）　例：小学校６年社会科「江戸時代の身分制」中学校公民「人間の尊重と日本国憲法」
- 間接的指導：○各教科・領域を通じた、相手を尊重しながら自分の思いを伝えることができるコミュニケーション能力及び、様々な人間関係の問題を相手の立場に立って考え解決する力などの育成　例：道徳「差別や偏見が背景にある言動（公正・公平）」学級活動「ネット上の差別や偏見を助長する情報に対する正しい対応」
- 常時指導：○学校で過ごす全ての時間における、相手の立場で物事を考え、行動できる心情や態度の育成及び、温かい思いやりに満ちた人間関係の醸成　例：「元気な挨拶」「相手の呼び方（くん付け・さん付け）」「ふわふわ言葉とちくちく言葉」等

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条　この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条　部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

２　地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条　国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

２　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条　国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

２　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条　国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一　部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二　教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三　国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

平成31年２月
群馬県教育委員会義務教育課
〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1
電話 027-226-4612

（10）インターネットによる人権侵害

・インターネットによる差別事象
・プライバシーの侵害

☆　インターネットによる人権侵害や情報モラルに関する学習を行う。　〈指針10〉

・個人情報の保護に関する法律　等

（11）性的少数者の人たち

・性的少数者の人たちに対する偏見や差別意識

☆　性的少数者の人たちに関する人権問題について理解を深める学習を行い、性的少数者の人たちに対する偏見や差別の解消を図る　〈指針11〉

・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様化に関する国民の理解の増進に関する法律等
・性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について
・性同一性障害や性的指向･性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）

（11）性的少数者の人たち

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」R5.6.23施行

第 6 条 （教育及び啓発）

2　学校の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

通知　性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（平成27年4月文部科学省）

性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合がある。
→ 個別の事案に応じた、児童生徒の心情等に配慮した対応策等が示された。

＜性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例＞

（服　　装）	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
（髪　　型）	標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
（更衣室）	保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
（トイレ）	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
（呼称の工夫）	校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。自認する性別として名簿上扱う。
（授　　業）	体育又は保健体育において別メニューを設定する。
（水　　泳）	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
（運動部の活動）	自認する性別に係る活動への参加を認める。
（修学旅行等）	1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

周知資料　性同一性障害や性的指向･性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）（平成28年4月文部科学省）

３　人権教育のための参考資料

人権教育推進資料

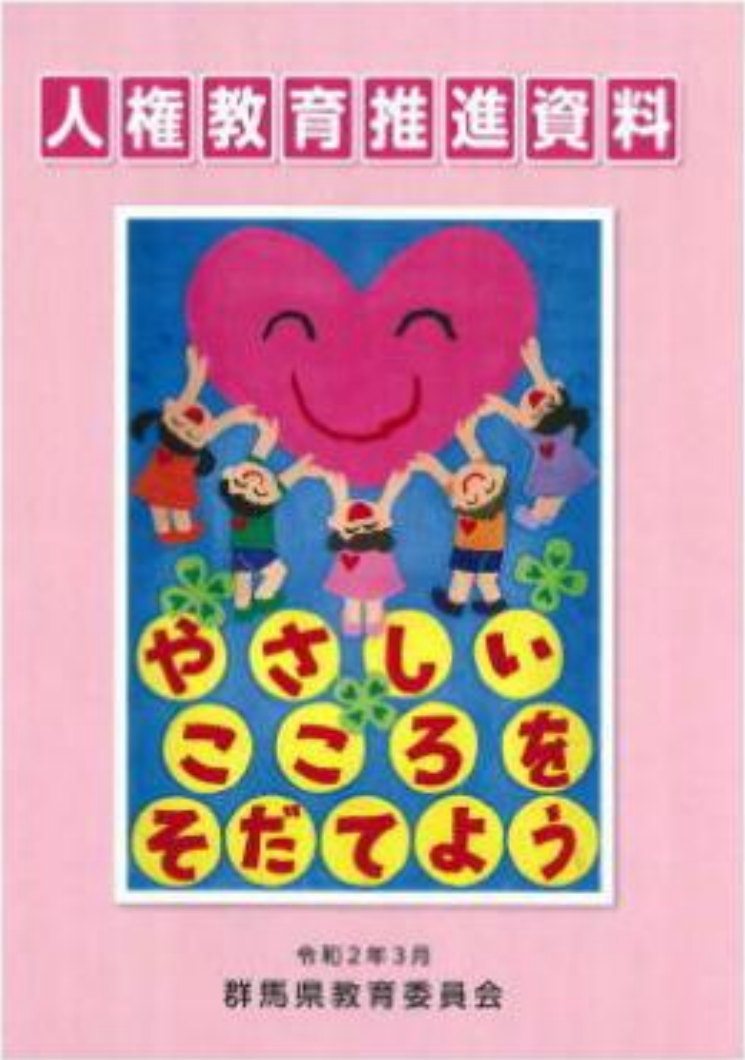

■ 人権重要課題と学習指導要領との関連を一覧表にして掲載

→年間指導計画の見直し・充実に活用できる資料

令和6年3月、一部改訂

人権教育のための参考資料

○リーフレット「児童虐待から子どもたちを守るために」

○リーフレット

「『部落差別解消推進法』の趣旨を踏まえた人権教育の充実」

○パンフレット

「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教員向け）」

○ネットリテラシー向上動画教材

「インターネットの光と影を知ろう！」（戦略企画課制作）

○人権教育映像（DVD、ビデオ）の活用

おわりに

□「群馬県人権教育充実指針」を活用する。

□教職員自らが人権感覚を高め、人権教育の基盤である常時指導を充実する。

□人権課題に対する正しい知識を身に付ける。